

千葉県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

千葉市長 神谷俊一

千葉市規則第65号

千葉県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成20年千葉市規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（電子情報処理組織による処分通知等） 第9条 [略] 2 市の機関は、前項の規定により処分通知等</p> <p>を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。<u>ただし、市の機関に対して処分通知等を行う場合に市の機関の定める情報処理システムを使用して行うときその他市の機関が必要と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 条例第5条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、処分通知等に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて第1項に規定するファイルに記録する措置 とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>（電磁的記録による作成等） 第13条 市の機関は、条例第7条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を市の機関の使用</p>	<p>（電子情報処理組織による処分通知等） 第9条 [略] 2 市の機関は、前項の規定により処分通知等 <u>（当該処分通知等を書面等により行うときに署名又は押印を要することとされているものその他の当該処分通知等の性質等から電子署名を要するものと認められるものに限る。）</u></p> <p>を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。<u>ただし、市の機関の定める方法により、当該処分通知等に係る事項に係る情報が記録された電磁的記録の真正な成立を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 条例第5条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、処分通知等に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて第1項に規定するファイルに記録する措置 <u>又は前項ただし書に規定する措置</u> とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>（電磁的記録による作成等） 第13条 市の機関は、条例第7条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を市の機関の使用</p>

に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。〔新設〕

- 2 条例第7条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること若しくは同項に規定する磁気ディスクを調整すること又は市の機関の定める情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。

に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）

をもって調製する方法によるものとする。この場合において、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

- 2 条例第7条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること若しくは同項に規定する電磁的記録媒体を調整すること又は市の機関の定める情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。